○東北地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　路線名　四号及び四十五号

(二)　道路の種類　一般国道

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
青森県東津軽郡平内町大字中野字堤ヶ沢二〇番二から青森市大字浅虫字坂本三番二まで	前	B　一〇・〇〇～一七・〇〇メートル　四・六二〇キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一五・〇〇～一七・〇〇メートル　二・一二〇キロメートル B・C　一五・〇〇～一〇・〇〇メートル　四・六二〇キロメートル 一〇・〇〇～一〇・〇〇メートル　四・三〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　東北地方整備局長　徳山日出男

四号及び四十五号　青森県東津軽郡平内町大字中野字家ノ下一五番二から同町大字土屋字淀川無番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十日

○東北地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　東北地方整備局長　徳山日出男

四号　福島県岩瀬郡鏡石町五斗蒔町二一二番から同町五斗蒔町二一〇番二まで　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十日

○東北地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県岩瀬郡鏡石町五斗蒔町二一二番二から同町五斗蒔町二〇九番まで	前	一六・三九～四〇・二〇メートル　〇〇・二九八キロメートル
	後	二一・六五～五七・二〇メートル　〇〇・二九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
村上市猿沢二五八番二地内	前	一五・八五～一九・四〇メートル　〇〇・〇〇七キロメートル
	後	一五・八五～一六・五〇メートル　〇〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　四十九号　福島県耶麻郡西会津町宝坂地先から新潟県東蒲原郡阿賀町三郷地先まで

一般国道　四十九号　新潟県阿賀野市小松地先から同県新潟市江南区泥潟地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　東北インテリジェント通信株式会社代表取締役社長　柴田　一成

住所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号　電力ビル二階

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道四十九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道四十九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十三年十一月十日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号　筑紫野市美しが丘北一丁目一番一一から同市大字原田八三六番四まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十日